

賃 貸 借 契 約 書

公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）は、次のとおり賃貸借に関する契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の内容）

第2条 乙は、甲に対して、この契約の条項に従って愛媛県立医療技術大学学内LAN用端末機17台（ソフトウェア、搬入、据付、旧端末機からのデータ移行、データ消去、調整及び保守等を含む。）の使用を提供し、甲は乙に対して賃貸料を支払うものとする。

2 機器は、別紙「機器明細書」のとおりとする。

（設置場所）

第3条 機器の設置場所は、事務局とする。

（契約期間）

第4条 賃貸借期間は、令和2年9月25日から令和7年9月24日とする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の収入支出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（賃貸借料）

第5条 機器の賃借料は、月額_____円（うち消費税及び地方消費税の額 _____円。）とする。

2 この契約の期間中に乙の責めに帰すべき事由により甲が機器を使用できなかったとき、又は乙がこの契約を解除したときの賃貸借料は、日割り計算によって算定する。

3 賃借料について、賃貸借期間に1か月に満たない端数日を生じた場合には、日割り計算（円未満切捨て）をするものとする。

4 前項の規定による月額賃借料の日割りは、暦日数により行うものとする。

（賃貸借料の支払）

第6条 乙は、甲の使用した当月分の賃借料を翌月10日までに請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適正と認めたときは、これを翌月末までに支払うものとする。

（機器の引渡）

第7条 乙は、機器を甲の指定する場所に設置し、ネットワーク環境の設定、旧端末機からのデータ移行等を行い、使用できる状態に調整して、物件を甲に引渡すものとする。なお、機器の設置時に必要なネットワーク環境等の設定条件については、甲が乙に対し書面で指示するものとする。

2 前項の搬入・据置・データ移行・調整・引渡しに要する経費は、乙の負担とする。

（機器の管理）

第8条 甲は、機器の使用及び管理については、善良な管理者の注意を持って行うものとする。

2 甲は、機器の使用に際し、乙の提供するソフトウェア以外のソフトウェアをインストールすることができる。ただし、これに伴って発生した障害の責任は甲が負うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙（乙の社員及び乙の指定する者を含む。）は、機器の設置場所に立ち入って得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

3 乙は、第1項及び第2項について誓約書を提出しなければならない。

(保険)

第10条 乙は、機器の賃貸借期間中、乙の名義で機器に保険を付さなければならない。

2 機器に保険事故が発生したときは、保険金は乙が受け取る。

3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。

(1) 機器の復元又は修理若しくは同種機器への交換。

(2) 保険事故により第三者に与えた損害に対する保障。

(隠れた瑕疵)

第11条 乙は、機器の貸付中であっても、その隠れた瑕疵については、手直し、又は取り替えの義務を負うものとする。

(損害賠償)

第12条 甲が自己の責めに帰すべき理由により、機器を滅失又は使用不能（修理不能）の状態にき損したときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 正当な理由なく業務に着手しないとき。

(3) 賃貸借契約開始までに機器利用の見込みがないと認められるとき。

(4) 業務の実施に関し不正の行為があったとき。

(5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、賃借料の10分の1の額を違約金として甲に支払うものとする。

3 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

4 甲は、この契約を解除した場合において、既済の業務のうち分割して引渡しを受ける利益がある部分の引渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた部分に相当する賃借料を乙に支払うものとする。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第14条 甲は、乙（第4号及び第5号にあっては、乙が法人である場合においてはそ

の役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会から独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令に対し、独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定により審判を請求し、当該審判について独占禁止法第66条の規定による審決（同条第3項の規定による排除措置命令又は納付命令の全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (4) 公正取引委員会から違反行為があったとして受けた審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
 - (6) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合に準用する。

（その他の甲の解除権）

第15条 甲は、第13条第1項又は前条第1項に定める場合のほか必要があると認めるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

（賠償の予約）

第16条 乙は、第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、賃借料の10分の1に相当する額を支払わなければならない。賃貸借契約が満了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 第14条第1項第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象になる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

（機器の返還）

第17条 甲は、賃貸期間が満了したとき、又は第13条から第15条の定めによりこの契約が解除されたときは、機器を速やかに乙に返還するものとする。ただし、乙の承

諾を得たときは、その限りではない。

- 2 機器返還時には、ハードディスク内に保存された電子データをデータ消去ソフトにより完全消去するなど、情報漏洩防止のための万全の措置をとること。
- 3 前項を含む機器返還時の撤去費用については、乙の負担とする。

(権利の譲渡及び承継)

第18条 乙は、あらかじめ甲の承諾を得なければ、この契約上の権利の全部又は一部を、第三者に譲渡することができない。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(装置の移動)

第21条 甲は、機器を設置場所から移転する必要があるときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(協議)

第22条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めない事項についてはその都度、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印して、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

愛媛県伊予郡砥部町高尾田543
甲 公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理 事 長 安 川 正 貴

乙